

2023年9月1日

## 吸収分割にかかる事後開示事項

東京都渋谷区桜丘町 20-1  
渋谷インフォスタワー 6F  
株式会社ココナラ  
代表取締役社長 鈴木 歩

東京都渋谷区桜丘町 12-10  
住友不動産渋谷インフォスアネックス 10F  
株式会社ココナラエージェント  
代表取締役社長 鈴木 歩

株式会社ココナラ（以下「分割会社」といいます）とポートエンジニアリング株式会社（2023年9月1日付で「株式会社ココナラエージェント」に商号変更。以下「承継会社」といいます）は、2023年7月20日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2023年9月1日を効力発生日として、分割会社が、同契約書に記載の事業に関して有する権利義務を承継会社に承継される吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を行いました。

会社法第791条第1項第1号及び同法801条第3項第2号並びに同法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

### 記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
2023年9月1日（金）
2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条、および第789条に規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による手続の経過について  
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について  
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求手続）の規定による手続の経過について  
分割会社は、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

分割会社では、承継会社が承継する債務を重畳的債務引受により負担することと致しましたので、会社法第 789 条に規定する債権者はありません。したがって、分割会社では、会社法第 789 条の規定による債権者保護手続を行っていません。

3. 分割会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条に規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

承継会社は、2023 年 7 月 25 日付官報及び 2023 年 7 月 28 日付日刊工業新聞での公告において、同社の債権者に対し、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、本吸収分割に基づき、分割会社の本件事業に関して有する権利義務を承継しました。本吸収分割に伴い承継会社が分割会社から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ 3,260 千円（概算値）、5,418 千円（概算値）です。

5. 本吸収分割にかかる変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 9 月 1 日（金）（予定）

6. 本吸収分割に関するその他重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項がありません。

以上